

# 財団法人 地域総合整備財団寄附行為

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）という。

### (事務所)

第2条 財団は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 財団は、地方自治の充実強化のため、地方公共団体との緊密な連携の下に、民間能力を活用した地域の総合的な振興及び整備に資する業務を行うとともに、地方公共団体が実施する長期資金の融資業務を支援することにより、地域における民間事業活動等の積極的展開を図り、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域開発の動向等に関する調査及び研究
- (2) 地域整備を推進するための民間事業活動等に関する諸情報の収集及び提供
- (3) 地域整備を推進するための国及び地方公共団体の予算に関する諸情報の収集及び提供
- (4) 地域振興に資する民間事業活動等の発掘及び具体化に対する支援
- (5) 地域振興に資する民間事業活動等に関する総合的な調査等
- (6) 地域整備を推進するための民間事業活動等に関するコンサルティング
- (7) 地域振興に資する民間事業活動等に対する融資に係る斡旋、仲介、委託事務の処理等に関する業務
- (8) 報告書、資料等の刊行
- (9) 研究会、講演会等の開催
- (10) その他財団の目的を達成するために必要な事業

### (業務方法書)

第5条 前条第7号に規定する事業の実施については、業務方法書をもって定め、理事会の議決を経て、自治大臣及び大蔵大臣（以下「主務大臣」という。）の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

## 第3章 資産及び会計

### (資産の構成)

第6条 財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産

- (2) 資産から生じる収入
  - (3) 事業に伴う収入
  - (4) 寄附金品
  - (5) その他の収入
- (資産の種類)

第7条 財団の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事会の議決及び評議員会の同意を経、かつ主務大臣の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第9条 財団の資産は、理事会の定めるところに従って、理事長がこれを管理する。

2 基本財産のうち、現金は、銀行若しくは郵便官署に預け入れ、信託会社に信託し、又は公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第10条 財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 財団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を経て、主務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第13条 財団の事業報告及び収支決算は、会計年度毎に理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経たのち理事会の承認を得て、当該会計年度終了後3か月以内に主務大臣に提出しなければならない。

(特別会計)

第14条 財団は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、第11条の収支予算及び前条の収支決算に計上しなければならない。

(会計年度)

第15条 財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第4章 役職員等

(役員の種別及び定数)

第16条 財団に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 理事 9人以上15人以内(理事長を含む。)
- (3) 監事 2人以内

2 理事のうち4人以内を専務理事及び常務理事とすることができる。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任しなければならない。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の職務)

第18条 理事長は財団を代表し、財団の業務を統括する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐して財団の業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して常務を処理し、専務理事に事故があるとき、又は専務理事が欠けたときは、理事長の定めるところにより、その職務を代行する。
- 4 理事は理事会を構成し、財団に関する業務を執行する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 財産の状況及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第20条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ出席理事及び出席評議員の3分の2以上の議決を得て、これを解任することができる。この場合、理事会及び評議

員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(評議員及び顧問)

第21条 財団に評議員15人以上20人以内を置く。

2 財団に顧問若干人を置くことができる。

3 評議員及び顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

4 顧問は、理事会に出席し、財団運営の基本に関する事項について意見を述べることができる。

5 評議員及び顧問は役員を兼ねることができない。

6 前2条の規定は、評議員及び顧問について準用する。この場合において、第19条及び第20条中、評議員については、「役員」とあるのは「評議員」と読み替え、顧問については、「役員」とあるのは「顧問」と、「理事会及び評議員会」とあるのは「理事会」と、「それぞれ出席理事及び出席評議員」とあるのは「出席理事」と読み替えるものとする。

(事務局)

第22条 財団の業務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件並びに事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会に諮ってこれを定める。

## 第5章 会議

(会議の種類)

第23条 会議は、理事会及び評議員会とする。

(理事会)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、財団の業務の執行に関する重要な事項を議決する。

3 理事会は、次の事項について議決するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(評議員会)

第25条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ必要な事項について審議し、助言する。

(会議の招集)

第26条 会議は、理事長がこれを招集する。

2 会議を構成する理事若しくは評議員の4分の1以上、又は監事から会議の目的たる事項を示して請求

があったときは、理事長は、会議を招集しなければならない。

- 3 会議を招集するには、理事又は評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

( 会議の議長 )

第 27 条 理事会の議長は、理事長とする。

- 2 評議員会の議長は、評議員の互選による。

( 定足数 )

第 28 条 会議は、理事又は評議員の過半数の出席がなければ、これを開会することができない。

( 議決 )

第 29 条 会議の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事又は評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

( 書面による表決等 )

第 30 条 会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前 2 条の適用については、前項の書面をもって表決し、又は表決を委任した構成員は、出席者とみなす。

( 会議への出席 )

第 31 条 理事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

- 2 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。

( 議事録の作成 )

第 32 条 会議の議長は、次の事項を記載した会議の議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事又は評議員の現在数

(3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名 ( 書面表決者及び表決委任者を含む。 )

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、出席理事又は評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人 2 人以上が、議長とともに署名しなければならない。

## 第 6 章 調査委員会

( 調査委員会 )

第 33 条 地域振興に資する民間事業活動等に関する総合的な調査等を行うため、財団に調査委員会を置く。

- 2 調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第7章 寄附行為の変更

### (寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ出席理事及び出席評議員の3分の2以上の議決を得て、かつ主務大臣の認可を受けなければ変更することができない。

## 第8章 解散

### (解散)

第35条 財団は理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の者が出席し、それぞれ出席理事及び出席評議員の4分の3以上の議決を得て、かつ主務大臣の許可を受けなければ、解散することができない。

### (残余財産の処分)

第36条 財団が解散した場合の残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経て、かつ、主務大臣の許可を受けて処分する。

## 第9章 雑則

### (規程の制定)

第37条 この寄附行為に定めるもののほか、財団の運営に関し必要な規程は、理事長が理事会に諮ってこれを定める。ただし、軽易な事項については、理事長がこれを定めることができる。

## 附 則

- 1 この寄附行為は、主務大臣の設立許可のあった日から施行する。
- 2 財団の設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和64年3月31日までとする。
- 3 財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条及び第24条第3項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 財団の設立当初の役員は、第16条、第17条及び第19条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、昭和64年3月31日までとする。

別紙( - 略 - )

## 附 則

この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日(平成11年9月29日)から施行する。